

船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業実施運用

(目的)

第1条 この要領は、船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第22条の規定に基づき、船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 要綱第4条で規定された「対象者」とは、次の各号(1)及び(2)の要件を満たし、(3)の要件に該当しない者のことをいう。

(1) 原則、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第28条第1項第2号に基づく重度訪問介護を利用する者

(2) 入学後に停学その他の処分を受けていない者

(3) 入学後に病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度の修得単位数が皆無若しくは極めて少ないなど、学修の意欲に欠ける者

2 重度訪問介護の対象者とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省令第523号）別表第2の1の注1に定めるものとする。

3 要綱第4条第1項第1号で規定された「それに準ずる者」とは、前項に規定された重度訪問介護の対象者の基準を満たしているが、支援の時間が長時間でないことから、重度訪問介護を利用していない者をいう。

(大学等の要件)

第3条 要綱第5条第1項第1号に規定された「委員会」とは、障害学生委員会、バリアフリー委員会、支援担当者会議などの名称は問わず、学生支援委員会など他の専門委員会で障害学生支援について取扱う場合も含むものとする。

2 要綱第5条第1項第1号に規定された「部署・相談窓口」とは、障害学生支援室、障害学生支援センター、バリアフリー支援室などの名称は問わず、障害学生支援に関する専門部署ではないが、学生課や保健室等において障害学生支援業務を担当している場合も含むものとする。

3 船橋市長（以下「市長」という。）は、第1項及び第2項の要件を満たしているかどうかについて、大学に確認することができる。

4 要綱第5条第1項第2号に規定された「計画」について、前年度に本事業を利用していた対象者から継続的な利用に係る申請があった場合、過去1年間における支援体制の構築の

進捗状況等を書面で確認を求めることとする。なお、本事業を初めて利用する対象者の場合、大学等が計画を立てる予定があることをもって足りるものとする。

(事業内容)

第4条 要綱第6条で規定された「大学等への通学や学校内の活動における支援」とは、船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条第2項に基づく以下(1)の支援のことをいう。

- (1) 食事・排泄・更衣・身体の清拭・体位交換・服薬・授業時のノートテイク
- (2) 前号に規定するもののほか、その他身体への必要な介助

2 以下の(1)から(6)に掲げるものは本事業の対象としないものとする。

- (1) 大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動の支援
- (2) 重度訪問介護の利用の対象となる支援
- (3) 介護、見守り等の具体的支援を必要とせず支援員が待機している時間
- (4) 支援員に危険が伴う活動の支援
- (5) 大学等において構築された支援体制によって提供される支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、社会通念上本事業を適用することが適当でないと市長が認める活動

(派遣時間)

第5条 体調等の理由から、長期に渡って当初計画していた利用時間から変更がある場合は、市長へ新たに利用計画を提出しなければならない。なお、「長期」とは、4ヶ月以上の期間とする。

(支給決定等)

第6条 市長は、支給の申請を受理したときは、当該申請者が修学する大学等について、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 要綱第5条各号に規定する要件を満たしていること。
- (2) 要綱第7条各号に規定する支給決定障害者等が前年度に引き続き本事業を利用する場合にあっては、過去1年間における支援体制の構築の進捗状況等

(2名の支援員による支援)

第7条 要綱第14条に規定する支援員が提供する支援については、1名の支援員による支援を原則とするが、以下の各号のいずれかに該当するときは、2名の支援員による支援を認めるものとする。

- (1) 利用者の身体的理由により1名の支援員による介護が困難と認められる場合
- (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

(3) その他前2号に掲げる場合に準ずると認められる場合

2 前項の規定により2名の支援員により支援が行われる場合においては、要綱第15条第3項の規定により算定される支給額に2を乗じて得た額を本事業費として支給するものとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。